

「地域における見守り活動」に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という）と伊勢農業協同組合（以下「乙」という）は、地域における見守り活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に連携し、地域に根ざして事業・活動を展開する伊勢市内農業協同組合（以下「伊勢市内JA」という）における日常業務等を通じて、地域での見守り活動が円滑に実施される体制づくりを推進し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、市内の関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、市内における取り組みが円滑に行われるように、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、伊勢市内JA およびその職員に対しこの協定の趣旨の周知を図るとともに、伊勢市内JAにおける地域住民の見守り活動が円滑に行われるよう、次の各号に取組むものとする。

- (1) 乙は、訪問・配達・窓口業務等の日常業務を通じて、高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等への声掛けや安否確認を基本とした見守り活動を行い、異変を察知した際には、関係機関へ連絡する体制の整備に努めるものとする。
- (2) 乙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会をめざし、認知症サポーター養成に取り組むものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲および乙は、乙における地域における見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、また目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（費用の負担）

第5条 伊勢市内JAにおける地域における見守り活動等に要する費用は乙の負担とする。

（相互の連携）

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行なう等、相互の連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲および乙で協議するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1カ月前までに、甲または乙のいずれかから異議の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

また、地域における見守り活動の開始については、平成29年4月1日からとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 3月 29日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29番

伊勢市  
市長

鈴木 健一

乙 三重県度会郡度会町大野木1858番

伊勢農業協同組合  
代表理事組合長

加藤 宏